

議案第 12 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

- 2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項本文の職員とみなす。ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。

第 11 条第 5 項中「」の職員」の次に「（区規則で定める者を除く。）」を加え、同条第 8 項中「第 5 項」を「第 6 項」に、「は数」を「端数」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定するフルタイム会計年度任用職員（同項第 2 号に規定するフルタイム講師を含む。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第 3 項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き

続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第11条第5項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

会計年度任用職員の退職手当に係る規定を追加等するほか、所要の規定整備をする必要がある。